

京都大学奨学金返還免除候補者選考委員会要項等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学奨学金返還免除候補者選考委員会要項</b> (平成16年12月7日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5 委員会は、第2の調査審議を行うに当たっては、返還の免除を受けようとする学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、業績の評価項目及び評価方法は、委員会の<u>議に基づき</u>総長が定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員会の<u>議に基づき</u>委員長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第5 (同 左)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、業績の評価項目及び評価方法は、委員会の<u>議を踏まえて</u>総長が定める。</p> <p>第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員会の<u>議を踏まえて</u>委員長が定める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員の降任、降格及び降号に関する要項</b> (平成24年3月28日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(降任)</p> <p>第2条 就業規則第12条各号の規定による降任は、当該各号に応じ、次の各号に該当する場合に行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 就業規則第12条第5号 当該降任について本人の同意がある場合で、一定期間において職責を緩和することが適当と認められるとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(降任の手続)</p> <p>第3条 本人の意に反して教員を降任する場合の手続は、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)第5条に定めるところによる。</p> <p>2 本人の意に反する教員以外の教職員の降任(前条第1項第2号による場合を除く。)は、別に定める降任等審査委員会の<u>審査の結果によるもの</u>でなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(降任)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(4) }</p> <p>2 (降任の手続)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 本人の意に反する教員以外の教職員の降任(前条第1項第2号による場合を除く。)は、別に定める降任等審査委員会の<u>審査の結果を踏まえなければ</u>ならない。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学特任教授の称号に関する規程</b> (平成22年4月1日総長裁定)</p> <p>(前 略) (選考)</p> <p>第4条 特任教授の選考は、総長及び理事で構成する会議の<u>議に基づき</u>、総長が行う。</p> <p>2 総長は、前項の選考を行ったときは、部局長会議に報告を行うものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(選考)</p> <p>第4条 特任教授の選考は、総長及び理事で構成する会議の<u>議を踏まえて</u>、総長が行う。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学招へい外国人学者等受入れ要項</b> (昭和52年3月22日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>3 招へい外国人学者の受入れは、当該教授会（又はこれに代わる機関。以下同じ。）の<u>議に基づき</u>、当該部局の長が行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>5 招へい外国人学者のうち、次の各号に該当する者で適当と認められるものに対しては、総長は、当該教授会の<u>議に基づき</u>、京都大学招へい教授を称せしめることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>3 招へい外国人学者の受入れは、当該教授会（又はこれに代わる機関。以下同じ。）の<u>議を踏まえて</u>、当該部局の長が行う。</p> <p>5 招へい外国人学者のうち、次の各号に該当する者で適当と認められるものに対しては、総長は、当該教授会の<u>議を踏まえて</u>、京都大学招へい教授を称せしめることができる。</p> <p>(1)～(2) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要項は、平成27年4月1日から実施する。</p>